

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部会計課
根拠法令等	古物営業法の一部を改正する法律（平成14年11月公布）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>古物営業法の一部を改正する法律（14.11.27 公布）が施行されることに伴い、新たに手数料を定めるほか、市町村合併による住所地の名称変更に伴う許可証等の書換え手数料を免除するための一部改正</p> <p><b>1 愛媛県警察関係事務手数料条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古物競りあっせん業業務実施方法認定手数料 17,000 円</li> <li>手数料の減免規定を追加</li> </ul> <p><b>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手数料の減免規定を追加</li> </ul>	
施行日	公布日施行（古物競りあっせん業業務実施方法認定手数料を定める改正は、法施行日施行）
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>古物営業法改正の概要</p> <p><b>1 情報通信技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページを利用して取引を行う古物商は、都道府県公安委員会に提出する許可申請書に、そのホームページを識別するための一定の符号（URL）を記載しなければならないこととされたとともに、氏名、許可証の番号等を当該ホームページに表示しなければならないこととされた。</li> <li>古物商がホームページを利用して競り売りをしようとする場合に行う届出について手続規定が整備された。</li> <li>都道府県公安委員会は、ホームページを利用して取引を行う古物商について、氏名、URL等を自己のホームページに掲載するものとされた。</li> </ul> <p><b>2 古物競りあっせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット・オークション等について都道府県公安委員会に対する届出が義務付けられるとともに、盗品等の疑いがあると認める古物についての申告その他古物競りあっせん業者の遵守事項が設けられた。</li> <li>古物競りあっせん業者のあっせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足る相当な理由がある場合、警察本部長等が、当該古物競りあっせん業者に対して、当該古物に係る競りの中止を命ずることができることとなった。</li> <li>古物競りあっせん業者は、その業務の実施方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて都道府県公安委員会の認定を受け、その旨表示できることとなった。</li> </ul>	